

自家用自動車有償貸渡（レンタカー業）許可申請等の手引き

自家用自動車有償貸渡（レンタカー業）を行うには、道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定により許可が必要です。

- ・道路運送法第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。
- ・道路運送法施行規則第52条 法第八十条第一項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。
 - 一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 貸渡人の事務所の名称及び所在地
 - 三 貸渡しの実施計画
 - 四 貸渡しを必要とする理由

レンタカー事業を行う方は、許可申請書を沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門まで**2部**（1部は申請者控え）持参または郵送してください。郵送で申請の場合は、必ず返信用封筒を同封してください。

○申請の流れ

1. 許可申請（申請書についてはホームページに掲載）
↓
2. 許可書及びレンタカー事業者証明書の交付（標準処理期間1ヶ月）
↓
3. 登録免許税（9万円）の納付（許可日より1ヶ月以内）、各種帳簿等作成
↓
4. 自動車（レンタカー）の登録（許可日より4ヶ月以内）
レンタカーとして車両を登録するには、レンタカー事業者証明書が必要になります。レンタカー事業者証明書、手数料納付書（軽自動車の場合は申請審査書）、車台番号が確認できる諸元（車検証等）を持参し、登録部門（軽自動車の登録は軽自動車検査協会）にて車両の登録を行います。
※登録部門では別途必要な書類がありますので、ご確認をお願いします。
 - ・乗用車 TEL:050-5540-2091
 - ・軽自動車 TEL:050-3816-3126

○事業開始後の手続きについて

1. 事業開始後も以下の場合に手続きが必要です。
レンタカー（マイクロバスに限る）の増車・代替、住所・氏名、会社名の変更、事務所の新設、廃止、移転貸渡料金の変更、貸渡約款の変更、事業の廃止等
2. 毎年4月1日から3月31日までの事業の状況について毎年5月31日までに「貸渡実績報告書」の提出（2部）が必要です。こちらから提出時期の事前通知はいたしておりませんので、お忘れにならないようにお願いします。

問い合わせについては以下の連絡先までお願いします。

沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門
〒901-2134 沖縄県浦添市字港川512-4
TEL:098-877-5140